

令和5年度 北海道教育大学函館校

養護教諭特別別科
一般選抜問題

公衆衛生学

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子を開かないこと。
- 2 試験中に、問題冊子の印刷不鮮明および解答用紙の汚れ等により交換を必要とする場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
- 3 受験番号は、解答用紙のそれぞれの指定欄に記入すること。
- 4 解答は、解答用紙の指定欄に記入すること。
- 5 解答用紙2枚を提出し、問題冊子は、試験終了後、持ち帰ること。

問1. 以下の文章中、正しいものの番号を記入しなさい。(20点)

1. 「日本人の食事摂取基準」は、国民の健康の保持・増進、生活習慣病の予防を目的として、エネルギーと各栄養素の基準を、性・年齢区分別に示したものであり、A (①法務省 ②文部科学省 ③厚生労働省 ④農林水産省)により、B (①3 ②4 ③5 ④10)年ごとに基準の見直しが行われる。
2. 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」では、エネルギーに関する指標として「体格 C (①EAR ②RPA ③AI ④BMI)」が設定されている。体格は D (①kg/cm² ②kg/m² ③kg/m³ ④g/m²)で示される。
3. 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の主な改定ポイントとして、「高齢者の E (①肺炎 ②誤嚥性肺炎 ③物忘れ ④低栄養)・F (①フレイル ②バイアス ③グリーフ ④ネグレクト) 予防があげられる。
4. 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の中で示された1日当たりのタンパク質摂取推奨量は、20歳以上の男性では G (①40~45g ②50~55g ③60~65g ④70~75g)、同じく女性では H (①30g ②40g ③50g ④60g)である。
5. 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の中で目標とされる1日当たりの食塩摂取量は、20歳以上の男性では I (①6.5g ②7.5g ③8.5g ④9.5g)未満、同じく女性では J (①6.5g ②7.5g ③8.5g ④9.5g)未満である。

問2. 以下の各文章について、正しい場合には○を、正しくない場合には×を記入しなさい。(20点)

- ① ワクチン接種は一次予防である。
- ② 人間ドックは二次予防である。
- ③ じん肺健康診断は三次予防である。
- ④ プライマリヘルスケアは1978年の「アルマ・アタ宣言」で、初めて提唱された。
- ⑤ ヘルスプロモーションは2005年のバンコク憲章では、特に触れられていない。
- ⑥ 国勢調査は、西暦の末尾が0または5の年に実施される。
- ⑦ 合計特殊出生率とは、20歳から60歳までの女子の年齢別出生率を合計したものである。
- ⑧ 同じ薬物の不完全な投与などが誘因となり、薬物が有効でなくなることを薬剤耐性という。
- ⑨ ボツリヌス菌は細菌性食中毒における毒素型に分類される。
- ⑩ 黄色ブドウ球菌は細菌性食中毒における感染型に分類される。

問3. 以下の空欄を適切に埋めなさい。（30点）

1. 騒音性難聴の特徴としてはA（ ）Hz付近の聴力損失が大きいことが知られており、この周波数付近の聴力損失はB（ ）と呼ばれる。
2. C（ ）とは、障害を有する者を身体的、心理的、社会・職業的に可能な限りのレベルまで到達させる訓練のことを指す。また、D（ ）とは、「障害者が一般市民と同じ環境で、同じ条件で、家庭や地域でともに生活すること」を目指す概念である。
3. 公害被害者の救済をめぐり、公害訴訟として、社会の注目を集めた四大公害病として、E（ ）、F（ ）、G（ ）、H（ ）がある。（※E、F、G、Hは順不同）
4. I（ ）とは、最近になって新たに出現した感染症をいう。一方、J（ ）は、以前から存在していた感染症が宿主-病原体環境の変化などにより再燃し、近年再び問題になっているものをいう。

問4. 以下の文章は、産業保健に関する記述である。適当な語句と考えられるアルファベットを語句群から選び、文章を完成させなさい。①、②、③、④、⑤は語句群Ⅰから、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩については語句群Ⅱから選択すること。同じ番号の（ ）には同じ語句が入ります。（20点）

職業と疾患との関連について、古くは紀元前4世紀に①（ ）が鉛中毒の症状を記載している。じん肺については、日本でも17世紀に佐渡金山に関する記録が残っている。18世紀初頭に②（ ）が、職業と病気発生との関連を記載した『働く人の病』を出版した。

日本では、19世紀から20世紀初頭に近代産業として紡績業が起こり、工場で長時間にわたり劣悪な環境下で働く女性に『③（ ）』で知られる結核などの健康障害問題が広がった。当時の内務省監督官で医師の④（ ）は、農村から出てきた製糸女工の半数が結核をうつされて発病し、その多くは帰郷して程なく死亡することを1909年から1910年にかけての現地調査による数字で示した。幼い女子労働者の労働時間制限を行うことを主な目的とした「⑤（ ）」は、事業主からの反対にあうも、1911年に成立、5年の猶予期間をおいて1916年から施行された。

第二次世界大戦後の1947年に「⑥（ ）」が制定され、労働条件の最低基準が定められた。同年「⑥（ ）」の規定する災害補償を実行するための法律、「⑦（ ）」が制定された。さらに1972年には、労働災害予防のための「⑧（ ）」が、「⑥（ ）」から分離・独立した。

「⑧（ ）」は労働災害の防止を目的に、労働者の安全と健康の確保に関する活動を規定する法律であるが、「⑧（ ）」の第12条では、⑨（ ）の選任が定められている。⑨（ ）には週1回以上の作業場の定期巡視が義務付けられている。常時⑩（ ）人以上の労働者を使用する事業場では、事業者は⑨（ ）を選任しなければならない。

語句群 I

A: スノウ B: ラマッチーニ C: ヒボクラテス D: コッホ E: 男女雇用機会均等法 F: 大原孫三郎 G: 日本の下層社会 H: 工場法 I: 女工哀史 J: 石原修

語句群 II

K: 50 L: 100 M: 働き方改革推進法 N: 労働基準法 O: 労働安全衛生法 P: 安全管理者 Q: 労働者災害補償保険法 R: 過労死等防止対策推進法 S: 衛生管理者 T: 作業環境測定法

問5. 厚生労働省が掲げるゲートキーパーについて、説明しなさい。(10点)